

## 資料編3 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

### 資料編3-1 第一回 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日時：平成23年9月7日（水）18:30～21:00

会場：消費者生活センター 大集会室

出席者：【策定委員】出席12名、欠席2名

【庁内検討委員】関係各課長（代理含む）7名、欠席3名

傍聴者：（記録なし）

#### 1. 議事概要

##### (1) 事務連絡等

- ① 事務連絡【推進会議の設置目的の確認、今後の進め方について事務局より説明】
- ② 自己紹介
- ③ 委員長、副委員長の選出  
委員長は島田委員、副委員長は池邊委員に決定
- ④ 委員長・副委員長挨拶
- ⑤ 配付資料の確認【事務局説明】

##### (2) 議事

###### ① グリーンプランおおたについて

###### 【事務局説明】

- ・グリーンプランおおた概要版の説明

###### 【主な質疑・意見等】

- ・みどりの条例は必要なのか。  
→大田区には緑の条例がなく、色々な緑の施策を推進する中で限界を感じているので、条例化を進めていきたい。
- ・計画を実行する際の財源はどうするのか。  
→実施計画は、財源の裏付けも考えながらももう少し具体的な計画を示し、都や国の補助金も活用しながら取り組んでいきたい。
- ・「グリーンプランおおた」が実行されていくときに法律が必要な場面も出てくる。基準を裏付ける法律がないと実行されないこともある。
- ・「区民が主体的に行動し、協働で推進する事業」、「区民が積極的に参加し、協働で推進する事業」について、それぞれのプランが具体的にどのような区民をターゲットにしているのか、もう少しはっきりしてもらえれば参加しやすい。
- ・縦軸である地域ごとのランドデザインと横軸であるグリーンプランの接点をとれるように検討してほしい。
- ・毎年目通り約60cm、約1mの木も含めて80本くらい伐採している。これではいくら公園に木を植えても追いつかない。このプランの中で、緑の減少をくい止めないとどんどん減っていく。

## ② 重点施策の推進について

### 【事務局説明】

- ・検討資料1による5ヵ年実施計画の概要説明。
- ・施策の体系に防災面をまとめた行動方針を追加した。
- ・平成23年度予算や公表されている事業計画や箇所付けを明示した。

### 【各主管部説明】

検討資料2により、重点施策の平成23年度の特徴的な取り組みについて説明。

- ・まちづくり管理課（グリーンプランおおたの推進、特別緑地保全地区の新規指定）
- ・都市基盤整備部（おおた花街道の取り組み、海辺の散策路等の整備推進、呑川緑道の整備推進、都市緑地公園の整備推進、メッセージベンチの取り組み）
- ・環境清掃部（地域でのみどり支援の取り組み（検討）、区民緑地制度の創設）

### 【主な質疑・意見等】

- ・どの資料を見ればよいのかわからない。パワーポイントで内容を示すか、実施計画のこの部分です、という説明をしてもらえると論理的に理解しやすい。
- ・各担当課がそれぞれに説明するのではなく、一つのテーマごとに話してもらえるとわかりやすい。
- ・北海道に多くの方が花を見に行き、大田区の花壇を見に来ないのは花壇の植え方に差があるからである。球根を植えるお金のかかる花壇ではなく、宿根草などを植えたお金のかからない花壇づくりを行ってほしい。
- ・羽田跡地の広大な敷地には北海道のガーデニングを取り入れてほしい。北海道ではケンとメリーというポプラの木を見るために多くの人 coming。大田区もポプラをシンボルとして育ててはどうか。30年放っておいても周りから苦情が来ないのは佐伯山ののり面の真ん中だ。
- ・本門寺公園でも一本大きな木を切って違う樹木を植え、見に来させるということも一つのまちづくりではないか。  
→佐伯山の今整備しているところは二次林も含めて再生しようと考えている。これには地域を上げた働きかけが必要だと思うため、議論をしながら進めたい。
- ・震災のことが気になっている。公園には防火樹が少なくなっていると思う。今の状態で火事が起きた場合、小公園だと一次避難場所になったとしても避難が難しいのではないか。大田区のシンボルであるクスノキは、防火樹として非常に力があるそうだ。イチョウもそうである。もし、大規模公園等、避難場所にする計画があり、植える場所があれば防火樹を入れてはどうか。  
→木は植え替えてしまうとそれまでの蓄積がなくなってしまうため、今生きている木を大事にする。田園調布のふさわしい景観となっているイチョウなどから始めないといけないだろう。今の話を聞いて防火樹の必要なところは、地元の方に必要性を説いて整備するべきかと思った。
- ・役所の任期はだいたい2、3年で終わる。3年を越えるものは最終的にどう引き継がれるのか不安である。この会議の役割として進捗をチェックすることもあり、調査検討が2年、3年に渡っているものは、もう少しマイルストーンを明確にしてほしい。3年経って初めて、や

っていないことに気づいたということにならないようにしたい。

→ご意見を参考に組み立てについて事務局で検討したい。

・私の家の近くの公園は駅から近いこともあり、ゴミが多く汚い公園になっている。実際的な課題もこのような会議で少しでも共有したい。作成、運用はまだ先だとしても、改善レベルで今やることをもう少しはっきりしてほしい。

・21、22 ページにインフラ整備が書かれている。これらの箇所の選定基準をもう少しはっきり明示してほしい。どのような優先順位で決まっているのか。

→今後は、計画、施設の見直しの中で色んな意見を吸い上げながら事業課で検討していく形をとっている。

・今の緑化指針や建築の時の緑化条例は昔より厳しくなっているのか。今回の条例はそのまま平米あたり何本ということを取り入れているのか。

→今現在の基準を見直すことも含めて、これから皆様方と検討しながら区の内部でも検討をしていきたい。また、区の基準と都の基準との整合が図られていないことについてもこれから整理していきたい。

・緑のリサイクルマーケットは伐採される樹木を保管して、再利用するという機能を持つならば素晴らしいことだ。ただ、そんな圃場が大田区にあるのか。

→今現在大森南四丁目、久が原に圃場的な空間がある。大森南は圃場を有効活用する意味で、施策として再整備の準備を進めているところである。

・臨海部の公園について。それぞれの運河で別々に公園があるが繋がっていない。グリーンプランには空港跡地の大開発がある。私は「羽田の森」と名前を付けているが、これができるとう都の海の森、大田区の羽田の森、あわせると立派な緑の環境ができるのではないかと。運河の公園は東京都に移管できるところは移管できないのか。東京都は東京マラソンがある。羽田に大公園をつくるなら、羽田ウォーキング大会のようなイベントと連携して周知させてはどうか。

・基金をつくるなら、羽田空港を利用する企業、羽田で成り立っている企業や区民に呼びかけて、具体的に目標のある基金をつくってはどうか。

・木が不必要という人がいる一方で、必要とする人もいる。これを上手く繋げられると新しいビジネスチャンスになる気がする。

### ③緑施策の現状と課題について

#### 【事務局説明】

・検討資料 3、4 による緑の施策の現状と課題、緑の条例の考え方について説明

#### 【主な質疑・意見等】

・緑の条例はあまり必要ないのではないかと話したが、地域によっては作ってもらいたい条例だ。なるべく早く緑の条例制定に向けて進めてもらいたい。

### ④全体のまとめ

#### 【委員長・副委員長・とりまとめ】

今日の会議は何を議論するのが明確ではなかった。検討内容は、どうやったら一般の区民

の方に参加してもらえるか、理解してもらえるかである。そのインタープリターとして区民委員の方々に集まっていたいている。

各事業課より特徴的な取り組みについて説明があったが、なぜこれらの施策が選ばれたのか理由を示す必要がある。18色の緑づくりは、今まで緑というと公園や街路樹が中心だったが、小さな花作りが大事だということが選定の理由として挙げられる。花街道はそれぞれの地域の道路から緑のことを考えてもらうという意味がある。

二番目は、羽田空港と呑川、運河沿い、蒲田という場所を大事にし、おもてなしすることがとても大事だということ。

民有緑地制度はみどりの条例とも関係する。区民緑地制度を導入する理由は新しい制度を入れることで、より多くの区民方に新たに協力いただけるように積極的にアピールするという意味があるだろう。

自然環境保全型公園緑地もとても新しい緑地の制度だ。公園は決まった常緑樹や落葉樹があってあまり面白くない感じがするが、自然環境保全型公園は新しい農地や、大田区にありながら里山のような雰囲気を持つアピール性のあるである。

ふれあいパーク活動はとても大事である。126団体が公園の中で愛される活動を行っているという意味も含めて、23年度の特徴的な取り組みのうち、こんなことから始めたら区民の方に「グリーンプランおおた」を理解していただけるのではないかと、いい計画だからこれからも予算を付けてどんどん取り組んでいったらよいのではないかとすることに賛同を得てもらうためのものである。

緑の条例は他区が作っているから作らなくてはいけいではなく、開発や相続の際に、大事な崖線、崖地の緑、斜面林などを守るために緑の条例があれば何ができるのか。条例の必要性がわかる資料をつくり、それを委員の方々に合意してもらい、更に一般の区民の方に繋げて、議員の方にもわかってもらえるように推進会議を進めてほしい。

以上

## 資料編 3-2 第二回 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時：平成 23 年 12 月 13 日（火）18:00～20:00

会 場：大田区役所 201・202 会議室

出席者：【策定委員】出席 13 名、欠席 1 名

【庁内検討委員】関係各課長 9 名、欠席 1 名

傍聴者：2 名

### 1. 議事概要

#### (1) 事務局報告等

##### ① 第一回推進会議の振り返り

##### ② 特徴的な取組みについて

- ・南馬込二丁目の屋敷林を特別緑地保全地区に指定され、区内初の区民緑地として 12 月末に開園の予定
- ・中央五丁目で緑地公園の整備が進められている
- ・おおた花街道の取組みとして田園調布商店街で区道の植樹帯を緑化
- ・平和の森公園旧緑の展示室を拠点とした交流の場づくりを NPO 法人 大田・花とみどりのまちづくりが助成を受けて来年度から実施することとなった

#### (2) 議事

##### ① みどりの現況とみどり施策の実績

###### 【事務局より資料説明】

みどりの現況、民有地と地域力に関するみどりの施策の実績について説明

###### 【主な質疑・意見等】

- ・田園調布、大森地区で樹林地が減少し、区全体で樹木数が増加しているのはなぜか。  
→詳しい分析をしたわけではないが、樹林減少の大きな原因は崖地の樹林の減少や、大規模宅地が細分化され大きな緑が急激になくなってきていることが考えられる。樹木の増加は、開発指導や施設緑化で植えられた樹木が着実に成長したことが考えられる。
- ・蒲田と臨海部で樹林地が増えているのはなぜか。  
→開発指導や施設緑化に建設に伴う樹林地の増加と考えている。
- ・生け垣の増加もマンション開発などによるものか。  
→開発指導などにより接道部の緑化が進み、生け垣としてカウントされている。

##### ② 計画推進に向けての課題と今後の取組み

###### 【事務局より資料説明】

計画推進に向けての課題と今後の取組みについて説明

###### 【主な質疑・意見等】

- ・景観重要樹木は、景観法で言う景観重要木か、それとも景観上重要な樹木ということか。併せて現在検討中の景観計画について紹介してほしい。
- 現在、景観法に定める景観行政団体の指定に向け、学識の先生方を交えて議論をしている。

本年度は来年度の景観計画、景観条例の策定に向けて動いており、景観重要樹木についても検討項目に挙げている。

- ・ 崖線の緑は土地が売れないから残っている。大森、馬込、中央五丁目、本門寺界限は寺院と崖面の大きな緑地しか残っていない。民間の土地で売れる土地はもうほとんどない。
- 樹林地が残っている場所は、平成 21 年度の調査でも少なくなってきたことがわかっており、区としても今後対応策を考えていかなければならない。
- ・ 特別保全緑地地区にはどんな縛りがあるのか。
- 都市緑地法に基づく制度で、特別緑地保全地区に指定した場所は永続的に緑地として保全される。建築などは行為の許可事項に相当し、相続が発生したときなど万が一の時には行政に買い取り請求ができる。
- ・ 法面の開発をくい止められるのは役所しかないので、各担当で早く実態を把握してもらいたい。
- ・ 首都圏の斜面地の樹林地保全状況調査を行ったことがある。斜面林は土木技術、建築技術の進歩や多少土地が安いこともあり、失われつつある。政策的な対策が早急に必要である。
- ・ 保護樹木の樹高に規定はないのか。
  - 規定は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 125cm というだけで樹高についての規定はない。
- ・ 大田区は、保護樹木の樹高や斜面地の樹林地などに注意して指定基準づくりをしていかないといけない。
- ・ 保護樹木は樹高や幹周りの規定だけでなく、樹木本来の樹形を備えているとか、歴史的由緒、貴重価値があるものなどと定めている区もある。新宿区では保護樹木を解除するときに審議会にかける必要がある。
- ・ 大田区は管理経費補助額が高いが、剪定経費の補助が三年に一度となっている。その時にたくさん剪定し、本来の樹形でなくなってしまうことが気になる。
- ・ 新宿区は、倒木などにより第三者に危害を加えた時のため、樹木に保険をかけている。
- ・ 新宿区は、要請があった場合には落ち葉掃きを職員が一緒に行い、ゴミを取りに行っている事例もある。
- ・ 保護樹木に指定された経緯や、解除されている理由を精査する必要もある。
- ・ 集合住宅などでは区に保険制度がない場合は、各マンションで考えてもよいかと思った。
- ・ 東京都や他の自治体の基準に見られるように接道部緑化の義務あり、なしでは違うのではないか。東京都の施策の中で大田区に必要なことは取り入れる検討をして欲しい。
- ・ その場所にふさわしい条例を作れば、自然に都心でも緑が増え、よい景観になる。緑化指導の規制について他事例も研究して積極的に取り入れてほしい。
- ・ 私の家では保護樹木制度を使っている。制度について欲を言えばきりがない。三年に一回、深い剪定をするため樹形が悪くなるが、区が積極的に援助してくれることは助かる。保護樹木になってからは近隣からの落ち葉への苦情がだいぶ静まった。みんなでこの木を大切にしようという気持ちが芽生えるという意味で、この制度は大事である。保険制度があれば非常に安心である。
- ・ 町会単位で樹木の人気投票などを行うのはどうか。地域に親しまれているシンボルツリー、

食草になる木、珍しい木などは保護樹木の規格に関係なく大切にしていきたい。

- ・ 大田区の接道部緑化は、屋上緑化面積の4分の3が緑化面積に算入可ということになっている。そうすると接道部にはまったく緑化がなくても屋上に緑化をしていけばよいことになる。屋上の緑はなくなっても第三者が見ることができない。
- ・ 生垣緑化は生垣の管理費がかかりすぎることや、生垣が家のデザイン等に合わなくなってきたこともあり、列植や接道部に植物が植えてあれば生垣と見なし、助成対象としている区もある。その方が防犯上も危なくない場合もある。
- ・ どんなに狭い場所でもやり方によっては植物が育つことを経験した。
- ・ 保護樹木の規定にある300㎡以上の敷地は、現在ではほぼない。ある程度樹木がまとまっている家や集合住宅に対して何か助成があると助かるだろう。
- ・ 保護樹木、樹木の基準を下げていかないと基準に適合するものが少なくなっている。
- ・ 今まで保護樹木・樹木の助成制度に申請をしなかったが最近の不景気や高齢化、世代が変わってきたということもあり、申請する人が増えている。
- ・ 建物の建築申請をする際に建築の図面とは別に緑化計画の図面を提出する。申請の立場の人たちは緑化面積や樹木の本数で判断する。樹木のこともわかるアドバイザーがいると建築と緑化があいまってよい計画ができるのではないかと。
- ・ 港区は色彩と建築と造園の3つについて各部門2名ずつアドバイザーがいる。届け出のあったものに対して審査をしている。緑化指導だけだと本数だけで審査されてしまうが、そこに景観という観点が入ってくると変わってくる。
- ・ 私の地元では地区計画を活用しているが、強制力がない。もっと強制力をもった条例ができるとうい。地区計画を各地域でつくり、最低限の縛りをつくることもよいだろう。
- ・ 家の垣根を朝晩掃除しているが、私がいなくなると掃除する人もいなくなるのではないかと将来を考えると寂しい。垣根が綺麗と言ってくれる人もいなくなるかもしれない。小さな町には小さな課題がある。
- ・ 家庭でできるベランダ緑化は、一人一人が小さな事でもできる取組みとして働きかけていきたい。また、ベランダ緑化を実施しているマンションの皆さんを誉めていくこと、認めていくことによって、区民レベルで色んな事ができていくのではないかと。
- ・ 街の好きな緑を挙げて、それをやっている人に、素晴らしいですねと言うことや、みんなでいいなと思う緑を見つけて、共有していくということを進めていきたい。そのプレイベントとして「街あるき」もやってみたい。
- ・ 大きな面積がどんどん駐車場になっているので、駐車場に緑化基準を設けることも必要だろう。
- ・ マンションなどの緑化は、幹周りがボールペン程度の太さしかない木でも植えられている。この太さの樹木が大きくなるには5年、10年かかり、なかなか緑化基準を満たさない。幹周り25cmの木を植えれば5年も経てば緑の効果が期待ができる。緑化義務の中にそのあたりを取り入れてほしい。
- ・ 防災、CO2対策、生物の生命維持、生物多様性、景観など、色んな観点から緑をみていく必要がある。政策などで緑を増やしていく時には緑とは何かということも考えて計画を立ててほしい。

- ・ 学校や企業が緑化に参加しやすい仕組みが必要だ。例えば駐輪場の壁を緑化する人を募集し、必要な種や技術は誰かが指導してくれるという機会があれば、子どもも参加しやすい。また、企業も小学校を緑化してくれる企業募集という場面などがあれば、積極的に関与するだろう。
  - ・ たき火をできるようにしてはどうか。今、子どもたちが木に愛着を持っていない。育てる楽しみ、処理する楽しみがないと、落ち葉の処理があるから落葉樹を植えるのは駄目だということになる。最初は小学校の大きな校庭でやってみてはどうか。
- 東京都の環境確保条例により、たき火はできない。そういった環境を作っていくことで木に愛着を持つマインドを育てるということだろう。
- ・ 緑があるから崖の地形が残っている。緑がなくなるとあの地形は残らないだろう。所有者の理解を得ながら、市民緑地制度などを活用して緑を守っていきたい。
  - ・ 立派な木を表彰するだけでなく、玄関先に自分の好きな木を植えてくれたら表彰するとか、難しい土地での緑化から、ベランダ緑化、駐車場のネットフェンス緑化まで、大きな表彰から小さな表彰があってもよいだろう。あと、デザイン性で景観に寄与した緑化もある。色々なレベルの表彰を大田区らしさの中で作っていくとよいだろう。
  - ・ 緑が好きな方々は言わなくても緑化をしてくれる。緑が嫌な人、虫がでるから嫌だという人に対してどのように関わってもらうかを考える必要がある。

以上



### 資料編 3-3 第三回 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時：平成 24 年 2 月 17 日(金) 18:00~20:00

会 場：大田区役所 第 5・6 委員会室

出席者：【策定委員】出席 13 名、欠席 1 名

【庁内検討委員】関係各課長 7 名、欠席 3 名

傍聴者：5 名

#### 1. 議事概要

##### (1) 事務局報告等

- ① 第二回推進会議の振り返り、本日の議事進行について
- ② グリーンプランおおた推進意見交換会の報告

##### (2) 議事

###### ① 計画推進の取組み状況

###### 【事務局より資料説明】

平成 23 年度の取組みと、予算プレス発表のあった主な平成 24 年度のみどりのまちづくり関係の取組みについて報告。

###### 【主な質疑・意見等】

- ・ 小学校の校庭芝生化は、どの様な交渉、合意の基にできているのか。
- 学校と施設担当を含め、地域の声を聞きながら進めていく。

###### ② 計画推進の課題と今後の取組み

###### 【事務局より資料説明】

(仮称)大田区みどりの条例の検討のたたき台と条例化や新たな制度設計への課題・提案等について説明

###### 【主な質疑・意見等】

- ・ 子どもが安心して使える公園は限られている。ごみを捨てる人などのマナー違反をする人に対して罰則などがないとやめさせられないと思う。
- ・ P T Aの連合会で、健康遊具は子どもに危ないのではないかという意見や C O 2 削減視点の自然エネルギー充電式の照明なども公園には必要ではないかという意見があった。
- ・ P T Aも花壇作りに活躍できる補助制度を作ってほしい。
- ・ 東京都の緑化計画書制度との一本化は有難いが、一本化であり一緒ではないので大田区の特徴を出す必要性もある。何か構想があれば教えて欲しい。
- 今は、各区の状況把握と東京都とのすり合わせを行っている段階。大田区はそれぞれに地域特性があるので、実効性が伴い、区で対応できて結果として緑が増えるものとしていきたい。
- ・ 条例化に伴い、緑化基準になるのか。それとも緑化指導になるのか。また将来的にどのような基準になるのか教えて欲しい。
- 骨格の部分は条例として義務化するが、条例で全部を規定することができないので、規則、

基準を示して的確に守られる形で対応していきたい。

- ・ ボールペン程度の太さの樹木は 10 年くらい経たないと大きな木（緑化基準でいう高木）にならない。この程度の大きさの樹木の植栽を緑化とは言いたくない。
  - ・ 横浜市のみどり税は市民と市の危機意識が一致したからできた。大田区も条例のレベルを低くせず、区の条件に見合った形でなるべくハイレベルな規制にしてほしい。区のみどりの現状を考えると、創出していかないと現状維持も難しい。みどりの創出を条例の柱として考えて欲しい。
  - ・ 藤沢市は、ゴミ袋を有料化し、料金の一部のみどりの資金に繰り入れている。どこも財政的に厳しいので、自治体で色々と工夫をしている。
  - ・ みどりの基金が一つの目玉になると思う。集めたお金を苗や種にすることは簡単だが、散りばめると効果が見えなくなるので 1 箇所投入するのが大事。まずは、大田区の国際的な玄関口になろうとしている蒲田のどこかをみんなで綺麗にしてはどうか。
  - ・ オールおおた、一人 10 円で集めた基金を使って、植木屋と協力したり、地域のメインとなる木を投票で選ぶイベントなどを行うと新たな結束力が生まれ、大きなモチベーションとなる。
  - ・ みどりの基金の使い方と集め方、それを戦略的に最初に披露すること、オールおおたが力を合わせてこんなことができたという達成感がうまく出せばいいと思う。
  - ・ 18 色の緑づくりの 1 色を地域で決められないか。そうすると、公園の使い方やみどりの考え方が子ども達にどんどん浸透していくと思う。造園業者として、いくらでもお手伝いさせていきたい。
- まちが持っているみどりの魅力を掘り出し、それを基に地域に投げかけどのように地域で取組んでいけるか仕組みづくりをしていきたい。種の支給等、支援制度についても検討を進めていきたい。
- ・ みどりの基金の今後の考えを教えて欲しい。
- みどりの基金と緑化地域制度は重要な取組みと考えているが、実現するには準備が必要なため先延ばししている。来年度以降、内部で検討を行う際に本日の意見を参考にさせていただく。
- ・ みどりの基金は、商店街連合会など小銭の集めやすいところから少し支援をいただくなどして基金の一番基になる部分を戦略的に確保し、それに地域や子どもなどからの募金をプラスするというやり方も考えられる。

大田区に住んでいて、自分の誇りとなるまちをいう意識が芽生えてくると良い。

- ・ 18 色の緑づくりは、地域が持っている緑の魅力を調査して、地域と話しながら進めるという話が聞けてよかった。意見を吸い上げることや誰もが参加して意見を言える場を作ることに配慮して欲しい。
- ・ 意見交換会は、区対住民になっており、思いの強い人が喋る場になっていた。話し合いのときは、コーディネーターが入ると良い。18 色の緑づくりもそのように進めると良いのではないか。
- ・ 今はないが、足立区の足立グリーンプロジェクトというコミュニティガーデンの代表の話

を聞いて、ハード整備ではない、人との繋がりが緑をつくってくれると感じた。ただ緑を整備してパーセンテージを上げるだけでなく、最終的にはみどりの地域力につながっていくと実感している。

- ・ 緑化規制は色々なやり方がある。想像力を働かせて決めて欲しい。
- ・ みどりの条例である程度緑化の考え方を示していただけたら、緑被率の衰退も少しずつ防げるのではないかと思う。東京都の色々な政策、法令とよく合致して素晴らしい条例を作って欲しい。
- ・ 保護樹木、保護樹林だけではなく、樹木の再利用も是非入れていただきたい。
- ・ 18色の緑づくりは地域で盛り上がってくれば、緑化やまちづくりが加速度的に進歩するのではないか。
- ・ みどりの基金は、募金が地域に還元されて目に見えるものになれば喜ばれるのではないか。
- ・ 緑が減ることは大事な問題。木を切りっぱなしではなく、切ったら必ず植える。これが条例にあれば大田区でも緑が減らないで上手に増やせるのでは。
- ・ みどりの基金は商店街として、できることなら1円でも10円でも協力していきたい。
- ・ 馬込の桜並木とか下丸子の21世紀桜は、区民の方々がお金を出して植栽し、大事にしている。お金の回し方によって愛着が随分違うので、基金も含めて緑の条例の内容を検討していきたい。
- ・ 区長から区内の緑を増やす取組みは、区の最も重要な課題の一つという話があった。財源の話では他自治体の事例も参考にしながら様々な仕掛けを積み上げていくことが重要だと感じている。

以上

## 資料編3-4 第四回 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日時：平成24年6月27日(水) 18:00~20:00

会場：大田区役所 201・202 会議室

出席者：【推進会議委員】出席13名、欠席1名

【庁内委員】関係各課長7名、欠席1名

傍聴者：7名

### 1. 議事概要

#### (1) 事務局報告等

① 第三回推進会議の振り返り、本日の議事進行について

② 平成24年度グリーンプランおおた推進会議の予定

#### (2) 議事

① 重点施策の進捗状況

##### 【事務局より資料説明】

平成23年度の特徴的な取組みの実績について報告

② 計画推進の課題と今後の取組み

##### 【事務局より資料説明】

(仮称)大田区みどりの条例(素案)について概要の説明

##### 【主な質疑・意見等】

- ・ 大規模な建物がなくなると25坪くらいの建物しかなくなり、緑化計画書の提出の必要がなくなるのか。
  - 現在でも、350㎡以上、道路を設ける5区画以上の宅地開発については、開発指導要綱で緑化の規定をしています。条例制定後は、300㎡以上となる予定ですが、売買の際の重要事項説明書の中で緑化について規定する考えです。
- ・ 25~30坪の敷地では何の規制もない。家に低木が1本くらい植わっているだけになった。造成するとき道路に規制をかけないと、現在と変わらない。
- ・ ミニ開発の場合はそこに樹木があったことさえ分からなくなる場合があるので、売却する業者に植栽の代替要件を設けるべきではないか。
  - 緑化計画書は、既存樹木の状況把握ができるチャンスであると思っており、緑化計画の段階で確認ができないか検討中です。
- ・ 生垣助成は今の社会状況に合わない。
  - 生垣助成については、安全・安心・防災の面から取組んでいますが、緑化推進の中では安全緑地、沿道緑化など幅広い捉え方になっていると思います。並木状や低木と組み合わせた植栽も効果的だと考えています。今すぐ助成制度に反映するのは難しいですが、保護樹木・樹林制度の中で、樹林という概念を変えて、保護沿道緑地ということも検討しています。
- ・ 第一章の計画推進は、区民、事業者の協力による推進を図るといような一文で、責任は区民、事業者にもあるという表現にした方が良いでしょう。
  - 事務局で検討します。
- ・ 開発にあたって既存樹木がすべて伐採されてしまう事例がある。既存樹木保存について、是非条例に盛り込んで欲しい。
  - 一定程度の既存樹木を残した場合、緑化率の算定に優遇措置を設けることを考えています。
- ・ 第一章で目的と基本理念が分かれているが、目的に集約した方がスタイルが良いのでは。
  - 事務局で検討します。

- ・ 開発がきちんと履行されているか疑問であり、ミニ開発についてはよけいである。みどりの条例は厳しさがあって良いと思う。
- ・ ミニ開発の際にきちんと緑化した事業者にはポイントをあげたい。
- ・ 緑のリサイクルについて、条例の中に盛り込まれると良いと思う。
- ・ 以前、圃場を利用して取組んでいた事業ですが、色々と問題があり行き詰ってしまった経緯があります。グリーンプランの中でも、今後の取り組みとして方向性を謳っており、新しい取組みを検討していく中で、圃場の活用方法とあわせて検討したいと思っています。
- ・ 樹木の移植費に、保護樹木・樹林の助成に関する費用の一部を利用できないか。
- 保護樹木・樹林の費用を移植経費に利用するのは難しいですが、新しい制度の中で区の費用負担等についても検討していきたいと思います。
- ・ 緑化基準は、40年以上見直されてないのでは。
- 確かに以前から同じような指導を継続してきました。現行は、要綱による指導なので、中々実効性が担保できておりません。今回、要綱や東京都の条例を整理しながら実効性の上がるような新しい緑化基準を設定していきたいと考えています。
- ・ 使われていない公園は条件が悪い。自然のまま、手をかけないように見える公園をつくるのもみどりのまちづくりの一つではないか。
- ・ 使われていない公園はかなりあると思う。原因の分析を再度行ったほうが良いのでは。公園の質を上げることにしても条例に盛り込めないか。
- 公園の魅力アップということで、使われる公園づくりについて、庁内で検討しており、一部事業化している公園もあります。
- ・ 緑のリサイクルに関して条例にも盛り込むよう検討していただきたい。
- ・ 緑化計画書の申請に関して、大田区は手ぬるいのではないかとされている。建築確認申請をする段階で、緑化計画書も一緒に提出するようにしていただきたい。
- ・ 施工後に現場を見に行くようなことでは、最初に提出した緑化計画の内容と相違し、その間に大きな木は切られてしまっているということもある。
- ・ 緑の施策については、地域によって差をつけなければならないと思う。緑を増やすには、緑の少ない蒲田地区に重点をおかないといけない。
- ・ 商店街の方々は、一人ひとりが自力で公の補助を頼らず一生懸命緑化に取り組んでいる。
- ・ 緑化計画書の中で、「完了したときに調査することができる」ではなく「検査する」にして、甘く見られないようにしていただきたい。
- ・ 東京都との緑化計画書の一元化、整合性についても、東京都に鞘よせしないように、決して甘く見られないようにしていただきたい。
- ・ 条文で「何々しなければならない」という表現を必ず直していただきたい。基本的には、責任と義務がありますという言葉で、区が業者に責任を押し付け、不動産価値を損なわせることを区が行っている形になっている。
- ・ 景観重要地区については、「景観重要地区については別途定める」という形で、緑化計画を少し厳しくするのも良いと思う。
- ・ 緑化計画において、植栽時に2m以上という高木の規定はおかしい。せめて5mくらいの基準にした方が良い。数値の見直しもしていただきたい。

以上

## 資料編 3-5 第五回 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時：平成 24 年 9 月 7 日（金曜日） 18：00～20：00

会 場：大田区役所 901・902 会議室

出席者：【推進会議委員】出席 12 名、欠席 2 名

【庁内委員】関係各課長 6 名欠席 2 名

傍聴者：3 名

### 1. 議事概要

#### (1) 事務局報告等

- ① 第四回推進会議の振り返り
- ② 本日の議事進行について説明

#### (2) 議事

##### 【事務局より資料説明】

#### ① 重点施策の進捗状況

平成 23 年度の特徴的な取組みの実績評価について報告

- ② (仮称)大田区みどりの条例の検討
- ③ 計画推進の課題と今後の取組み

##### 【事務局より資料説明】

#### (3) 推進会議結果のとりまとめについて

### 【主な質疑・意見等】

#### ① 重点施策の進捗状況；平成 23 年度の実績評価について

- ・ 「財政状況や、納得できる事情があって計画が進まない、」ものは「計画そのものや進行に問題があって進まなかった」ものとは区別すべきで、実績評価のランクはもうひとつ別に置いたほうが良いのではないかと。
- ・ 区民が計画推進にどれだけ参加したのかということがわからない。
- ・ みどりを活性化するようなソーシャルキャピタルを築いていく、そういったビジョンで政策を見直していった方がいいのではないかと。
- ・ D評価の 10 項目について何で進めなかったかというのは 1 回棚卸しする方がいい
- ・ 屋上緑化した後の維持管理のノウハウを学校になど制度を円滑に運用するための方策も考えるべき。
- ・ 推進会議で、計画推進実績の現場を見に行くようなことも検討してもよいのではないかと。
- ・ なぜうまくいかないのか、強化項目を新たに作る、方向転換等について報告書の中に書き込み、新しい課題を今度、次の年度以降の新しい課題としていく。
- ・ 課題を整理していく中でもし新しい課題が出てくればその辺りも含めて検討していけばいい。
- ・ 「みどりの多さの満足度」について経年変化を見るとほぼ横ばいという言い方もできるし、ちょっと減ったともいえる。ふれあいパーク活動についても説明してほしい。

- みどりの多さの満足度は、誤差の範囲内で横ばいと考えております。
- ふれあいパーク活動は、ピークをまず迎え、そこから新しい改革にこれから入っていく所で、まだまだ増やしていける可能性はあると思っております。
- ・ 現在ふれあいパーク活動を行なっているのはどういう団体か、具体的にわからないのか。
- 自治会、町会、企業、青少年団体が主です。3日前に地域力推進会議があり、改めてまた地域に入らせていただいて、PRをさせていただきたいとお願いをいたしました。今後は企業、商店街も増やしていこうと思っております。
- ・ 地域の老人団体に声を掛けると励みになっていいのではないかと。連合会や町会など、事務局の方でお手数ですけど確認させていただくとありがたい。確認させていただいてお誘いの言葉を掛けていただくと、効果があると思う。
- ・ 公園緑地化の伸び率は鈍化していくのではないかと。用地が確保できる計画ができているのか。
- 区民緑地制度など、大田区で土地を貸していただいて、地主さんにもメリットがある形で用地確保ができればと考えております。
- ・ 壁面の緑化、屋上の緑化を企業の力を借りながら、縦も横も屋上も含めてやった方がいい。
- ・ 空からも見えるみどりの骨格作りという話で、鉄道や道路、沿線の緑化も河川の緑化と同じように考えてもいい。沿線の緑化の中で公園の整備目標量も達成できる部分もあるのではないかと。
- 鉄道の沿線につきましては、現在景観計画を策定中ですが、鉄道の沿線の景観のところにも視点を置いております。
- ・ 景観とみどりの効果は本当に密接に関係する。景観重要樹木などの大きな樹木をどういう風に守っていくかというのをきちっと整理されるとよい。
- ・ 実績数値としては、一般の方々も例えば今後一緒に参加していけばその方々の参加者数の合計値。人材育成の所や自然観察会は「育成された数」の方がいい。

## ② みどりの条例について

- ・ 施行規則に関連した緑化基準や緑化の手引書を期待している。
- 例えば（高木の高さ）2.5m以上など、規則に盛り込むべくして検討しているところでございます。
- ・ 大きなお屋敷が区画整理されて、6分割して50平方メートルの小さい家が建ってみどりが無くなった、何とかならないものなのか。
- 300㎡から500㎡未満の建築確認申請は108件ぐらいです。300まで下げるということであれば、全体の1%ぐらいです。重要事項説明書等で協力を要請していく考えです。
- ・ 緑化計画書制度の新しい姿がどういう風になるかということが明確にならないと、きちっとした議論はできない。
- 現在1000平方メートル以上は東京都に提出されていますが、その分についても含めて1回ですむような形でやりますので、今までより緑化面積が下がるということは考えてございません。
- ・ ミニ開発の業者に対しては、実際に実効あるような制約がかかるのか。

→ ある一定程度の課題を残したスタートになってしまうと思っております。

- ・ この300平方メートルにすることによってどれくらい緑化対象になるのか。1つは基準を上下することによって、どれくらい緑化の申請の割合が増えるのか、それをやって緑化面積がどれくらい増えるか。もう1つはデベロッパー側のコストがどうなっていくのか。行政側のコストがどうなるかというのを示して欲しい。50平米下げただけでも相当件数が増えるのではないか。
- ・ 結局みどりっていうボリュームのものを作っていくのに、パーセンテージと言われてもよくわからない。絵で例えば高木2.5m、成木が5mと示すとわかりやすい。その他予算や人員（審査件数や事務に必要な人数がどれくらい増えるか）など具体的に示していただいて議論を進めるべきではないか。

③ 推進会議結果のとりまとめについて、その他

- ・ この推進会議の委員任期は平成25年3月までであるが、再任を妨げないという条項があるので、これまでの実績等を踏まえて1回に限りということで再任とさせていただきたい。（事務局提案。推進会議として了承。）
- ・ 子供たちに伝える部分はまだ何もここにはない。18色の街づくりは、隙間のみどりであったり小さいみどりであったり。これこそまさに子供たちともできるものがあるのではないか。
- ・ ランチタイムガーデニングという活動を区外で行っているが、5分・10分活動してスッキリした顔になって帰って行かれるので、みどりの活用方法という意味で実感はしている。子ども達に対して残したいとか伝えたいとか、今の子達はなかなかリアルにそういうものを感じられる場所が無かったりするので、そういう思いがあってやっている。

以上



## 資料編 3-6 第六回 グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時：平成 24 年 11 月 14 日（水曜日） 午後 6 時～午後 8 時 20 分

会 場：大田区役所蒲田地域庁舎 5 階 大会議室

出席者：【推進会議委員】出席 14 名、欠席なし

【庁内委員】関係各課長 6 名欠席 1 名

傍聴者：4 名

### 1. 議事概要

#### (1) 事務局報告等

① 第五回推進会議の振り返り

② 本日の議事進行について

#### (2) 議事

① グリーンプランおおた推進に関するトピックスの紹介

【事務局より資料説明】

1) 全国都市緑化フェアの関連行事として

ア 佐伯山緑地植樹祭（参加 150 名）

植樹祭には推進委員 4 名列席。

イ せせらぎ公園グリーンフェスタ（参加 1 万 6 千人以上 スタッフ 500 人以上）

グリーンフェスタは区民公募の●委員が尽力された。

グリーンフェスタでは環境基本計画について環境保全課係長が講演。

委員：会を追うごとに参加者が増加している。花苗の販売にはリピーターが多い。講演には、町会長などが出席された。行政と町会の協力の一例になる。

ウ 都市緑化フェアに先行して平和の森公園展示室みどりの縁側、せせらぎ公園、本庁舎玄関などで事前 P R をおこなった（協力感謝）

2) 区報 11 月 1 日号で海辺の散策路を特集（空からも見える骨太のみどりづくり）

3) 都市計画審議会で鶴の木 1 丁目松山公園隣地の旧出張所仮庁舎跡地、南蒲田二丁目の公園について都市計画公園の変更が承認された。

4) 緑のフォーラムと野菜と花の品評会開催

委員：区民参加による収穫祭（区民が育てている野菜などを展示。今年は小学生も参加予定。）

・ これらのトピックスはグリーンプラン推進の評価のひとつとしてとりあげてもよいのではないか？

講演会で使用したパネルなどは、図書館など人の集まるところに順番に展示したらどうか

→ 本庁舎ホールにおいて環境月間パネル展で展示を行った。

・ パネル展示は、本庁舎のホールの展示や学校への巡回展示などもよいのではないか。有効活用してほしい。

② 大田区みどりの条例・施行規則について

【事務局より資料説明】

〈条例概要の説明〉

〈施行規則の説明〉

・ 条例についてはよろしいか？（条例の本文は何度か議論しているので）また、何かあれば、後でご発言いただきたい。施行日は？

→ 4 月 1 日施行。緑化計画書については 10 月 1 日でございます。

第 3 章、4 章についてご意見いただきたい。

【第 3 章部分】

→ 保護樹木の経費は予算の関係があつて公にできないそうなので、区にまかせてその他のことについて討議してほしい。

・ 保護生け垣についてマンションを除く理由は何か？

→ 現在、生け垣造成助成をしているが、マンションや事業所からの申請実績がないため。事業所や大型マンションについては保護並木を想定しています。

・ マンションに鉄柵でなく生け垣があれば景観に寄与する。保護対象になれば緑化に対するモチベーションが下がる。申請実績がないなら除外しなくても同じではないか？

・ 隣地境界の緑化について景観に寄与するために、是非とも●委員の言うように前向きに検討していただきたい。

→ 制度がないところに実績がという説明の補足を

→ 保護生け垣は初年度の申請が50件程度と推測しているが、マンションを対象にすると試算のやり直しが必要になります。

→ 前向きか後ろ向きかとにかく検討させていただきたい。

・ 個人で20mを超える生け垣は難しいのでは…

・ 緑化指針と要綱と条例の違いを説明してほしい

事務局：(説明する)

・ 条例になるまで40年を超えている。他自治体は遙か先をいつている。

大木の伐採を止める策を入れてほしい

→ 既存の樹木の伐採は所有者の資産でその処分は所有者の自由なので(条例に伐採禁止を盛り込むことは困難)既存木を残すことの優遇措置を設けるなどで誘導していきたいと考えています。

・ みどりの面積として、生け垣の高さをもう少し低くすることはできないか？

→ 生け垣造成助成の基準と同じに設定しました。どこまで対象を拡大できるか検討していきたいと思います。

・ 現代は生け垣の助成金は殆ど使われていない。デザインが住宅と合わない。列植や壁面緑化に対する助成も視野に入れるべき。

・ 保護つる性樹木は壁面も対象になるのか？

→ 水平・垂直両方対象になります。

・ 条例はぜひとも通していただきたい。景観条例との連動だけでなく、「みどり」のもつ「生物多様性」「生活環境」「防災」の観点も必要。

・ フェンスの後ろの並木が多い。緑視率から考えて、景観としてすばらしいのであれば、フェンス越しや接道はなくても例えばふるさとの浜辺公園の海辺越しに見えるものなど、接道していなくても指定できるとよい。

・ 縁石の高さは崖地のマンションなどには該当しなくなるのではないか

→ 路面の高さなので(擁壁は)該当しないということはありません。

・ (条例や各種助成制度)の周知方法は？樹木のリサイクルについては？

→ 2月に(審査機関等への)業者説明会開催予定。区民へは区報、ホームページ等でPR。保護樹木・保護緑地は申請主義なので、該当する方に「保護対象です」というお知らせはいたしません。リサイクルについては、区内二箇所の圃場や区内ボランティアとの協力など、今後検討していきたいと考えて生きます。貴重な樹林地に関して現在調査しています。本当に保全が必要と思われる緑地については、積極的に制度のPRをしていきたいと考えています。

・ つる性樹木について「宿根アサガオ」をつる性樹木として認めたら困る。きちんとした基準を設けるべきだ。敷地内の大木について、樹種や季節を選べば移植可能な樹木がある。助成があれば…

- ・ 緑化の手引きに記載されるはず。助成がどこまで必要なのか、実績との関連性を追跡すべき。
- ・ 保護樹木の高さについて？
- 現在は考慮していません。
- ・ 制度を設けることによりどれだけ、木が守られたのか説明できる裏付けをつくるべきなので、追跡調査をきちんとやってもらいたい
- ・ 保護樹木・保護緑地の解除はどうなるのか？
- 申請が出れば解除することになります。
- 保護樹木の保護の視点から必要があれば要請はできる規定を設けました。

#### 【第4章部分】

- ・ 緑化計画書制度の対象敷地面積を 300 m<sup>2</sup>にした根拠は？250 m<sup>2</sup>にした場合との効果の差は？
- 緑化地域制度（対象敷地面積を最小で 300 m<sup>2</sup>に設定できる）を念頭におき設定したものです。現行の開発指導要綱に基づく指導件数が約 150 件、対象を 300 m<sup>2</sup>以上にしたときに見込まれる件数が約 350 件で、2.5 倍以上になると見込んでおり、現状では 300 m<sup>2</sup>以下にすることは考えていません。
- 建築確認申請の件数は 23 年度で 63 件増となります（250～300 m<sup>2</sup>）
- ・ 将来樹高 5 m というと、樹種が限られるのではないか？
- ・ 樹種よりも樹高のほうが問題ありではないか？
- 手引き書の中で案内したいと考えています。
- ・ 植樹したあとで、伐採するのを止める手立てはないのか？
- 緑化計画の完了後への具体的な手立てはありません。条例第 24 条で緑化した敷地や施設のみどりの適切な維持管理に努めなければならない、という努力義務規定は設けます。条文 24 条 2 項で、みどりの適切な維持管理に努めなければならないとしています。
- 緑化したものの管理に対する努力義務規定は設けたが、罰則規定は難しい。
- ・ 補助をもらっているものは？
- 解除届が出たものを止めることはできません。
- 条文では、解除届に対して変更の依頼が可能な規定は設けましたが、最終的に止めることはできないということです。
- ・ 解除手続きはどうなっていますか？
- 解除届が出たら解除です。
- 条例第 20 条第 2 項で保護樹木等の保護の指定から必要があると認めるときは所有者等に対し、変更の措置を求めることができる。という項目を設けました。逆に言えばそこまでしかできないということです。
- ・ 解除手続きについて、新宿区では区が現地確認をし、地図上で確認し、写真等で委員会にかけて判断している。手続きのしかたは慎重におこなうべきだ。
- ・ 推進会議の位置づけについて、景観審議会等類似の会議と関係や役割をはっきりすべき。景観審議会に（緑化の視点から）委員を出せるとよい。推進会議での意見をきちんと反映できる制度設計を。
- ・ 条例条文に「緑化計画書」という文言を入れるべき。
- 正確を期すため、緑化の計画をつくり、それを提出する際の書式の名称が「緑化計画書」であるため条文の変更はできません。
- ・ 高木植栽時の樹高の基準を 2.5m と設定している根拠は？事業者向けには敷地の大きなところには大きな木を植えるようにしてほしい。せめて 3m 以上にならないか？
- 規則の中で定めたものでございます。敷地 1,000 m<sup>2</sup>で開発指導要綱から 2.5m にすると経

費が1割増、3mにすると3割増になります。手引きの中で一定程度大きな敷地に対しては  
お願いさせていただきたいと考えています。

- ・ 高さだけでなく目通り（太さ）の基準も必要だ。牛乳瓶（くらいの太さ）以上の木でなければ成長が悪い。
- ・ 手引書をしっかりつくってほしい。グリーンプランの実現には、連続した緑化が必要。高木の定義を3mにしてほしい。

→ 推進会議で反対の意見がなければ積極的に考慮します（賛同）

- ・ 社寺境内地、学校等所有者が変更しないが建て替え等で保護樹木等の大木が伐採されるときは一定規模以上の木を植えるなどの復元を図り緑のネットワークの連続性を確保すべき。グリーンプランの実現が一番大切。みどりはつながりが大事。景観計画との連動も図ってほしい。緑化地域制度の導入を目指し、動脈から毛細血管までつながるおおたの緑のネットワークをつくるように。

### ③ 推進会議結果のとりまとめについて

委員長、副委員長に伺いながらとりまとめ、3月には区長報告をおこないたいと考えております。その時は委員の皆様にご案内するのでよろしく申し上げます。

委員の再任につきましては、前回もご案内しましたが、時期になりましたらまたご連絡をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上